

## 控訴準備書面(4)

平成29年(ネ)第2066号(地位確認等請求控訴事件)、

控訴人 村上定幸、 被控訴人 宗教法人日本フリーメソジスト教団ほか、

大阪高等裁判所第一民事部D係 御中、

2018年6月20日

控訴人代理人弁護士 野田底吾

1、原審第7回弁論準備手続調書中「本件の主張構造」について主張する。

(1)、請求原因

控訴人は被控訴人教団・岩出教会の教会担当教師(牧師)である。

⇒被控訴人の主張:認めるが、その後解任した。

(2)、抗弁

被控訴人は教会担当教師(牧師)を解任した。

巡回教師に任命したので、牧師の身分は終了した。

(3)、再抗弁

牧師の解任は無効である。即ち、被告教団・教会の解任手続きが踏まれていない。

(a)、岩出教会の責任役員会や総会決議がない。

(b)、被控訴人の任地指定委員会は、教職の任地を決定する機関である事は、教団規則(甲1号証)第26条1項、教規(甲2号証)第29条1項から明確であるにも関わらず、同委員会が控訴人を巡回教師に任命する手続きを行っている。被控訴人らは同委員会が教職の任地を決定する機関である事を充分承知しているが故に、控訴人を巡回教師に任命する手続きにつき、敢えて「控訴人の無任地を決定したのだ」等と何とか任地指定と関連させるべく誤魔化している(原告準備書面(3)1頁2項)。

(c)、仮に任地指定委員会が巡回教師の任命手続に関する権限を有していたとしても、第29条2項の手続きが踏まれていない(原告準備書面(7)5頁Ⅵ)。即ち、同2項は「**任地指定委員会が牧師の任地又は職務を変更しようとする時は、当該教師及び教会の信徒代表者又は任命されている機関及び教師の意見を尊重して、任地又は職務を決定しなければならない**」と定めており、①当該教師(控訴人) and ②信徒代議員(木村) or 任命されている機関(岩出教会)と教師(控訴人)の各意見を③尊重して決定、④しなければならない、のである。

これは、包括団体と言えども被包括団体の自治を尊重し、その意見に拘束されること(教会自治)を確認した規定である(原告準備書面(7)1頁Ⅶ)。

にも拘わらず、被控訴人は控訴人の意見はもとより、「任命されている機関(岩出教

会)及び教師(控訴人)の意見」を聞かず、尊重さえしていない(これが畑野氏の「ソサエティ論」である)。被控訴人は、この弱点を補完する為に、畑野が木村に指示して作成させたのが乙6号証申出書である。これが甚だ問題である事は原告準備書面(7)4頁を読んで欲しい。

★ 原判決は、この第29条2項の手続き問題について、全く検討さえしていない。

(d)、被控訴人には、控訴人を解任する権限はない。牧師の解任は戒規(懲戒)としての免職・除名以外にはない(原告準備書面(7)1頁下段)。

被控訴人は、巡回教師の任命をもって牧師の地位が消滅したと主張するが、①巡回教師の任命により牧師の地位が消滅する根拠がない(原告準備書面(7)6頁Ⅳ)。②しかも本件巡回教師の任命は、控訴人に対し実質的に戒規処分以上に不利益を与えるものであって、巡回教師の任命権、戒規権の濫用である(原告準備書面(7)7頁Ⅳ)。

★ 控訴人が平成27年4月に巡回教師に就任して以来、被控訴人らの職務から完全に干し上げられて飼い殺しの状態が既に3年半も経過している現在、巡回教師の任命権、戒規権の濫用は明白である。ならば、少なくとも現時点で控訴人の請求は認容されて然るべきである。

(4)、本件につき被控訴人は、①まず11月20日の任地指定委員会で控訴人の牧師の地位を剥奪する決議をし(乙18号証6頁上段)、②つづいて12月11日の任地指定委員会で控訴人を巡回教師に任命する旨の決議をした(畑野陳述書(乙18号証6頁下段))。

この様に(原告準備書面(7)末尾の年表を見て欲しい)2回に渡る決議があるにも拘わらず(畑野証言27頁は明確に①②の2回決議をしたと証言しているではないか!)、原判決は②決議の効力だけを検討し、最大の問題である①決議については全く検討さえしていない(明らかに審理不盡である)。

## 2、控訴理由書の一部訂正と補充

1頁中段「①について」の5行目「兼任が禁止されるのが筋である」の記述が不正確であったので、これを「複数教会の教会担当教師(牧師)を兼任することが禁止されるのが筋である」と訂正する。複数の牧師を兼任することは禁止されるが、牧師と巡回教師の兼任は問題ない。

1頁下段「③について」「④について」及び2頁上段「⑤について」補充する。

理事長に解任権があるとしても、上記(c)に記した第29条2項の制限を受ける如く、絶対的権限ではない。牧師に巡回教師を任命すれば、牧師と巡回教師の地位が兼任されるだけのことで二者択一ではない。こうした兼任を解消するには、牧師の「辞任届」(甲22号証)が必要である事は、過去の事例でも明らかである。